

キッコーマン株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：キッコーマン株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会第3分科会
- (3) 資 本 金：115億9,900万円
従業員数：6,771名（連結）
(2017年3月31日現在)
- (4) 主な事業、営業品目（グループ）：
【しょうゆ】しょうゆ
【食品】つゆ・たれ等しょうゆ関連調味料、
デルモンテトマト加工品・缶詰、業務用食材
【飲料】野菜果実飲料、豆乳飲料等
【酒類】みりん、ワイン等
【その他】医薬品、化成品
【その他食料品】健康食品
【食料品卸売】東洋食品
- (5) グループ経営理念

私たちキッコーマングループは、

1. 「消費者本位」を基本理念とする
2. 食文化の国際交流をすすめる
3. 地球社会にとって存在意義のある企業をめざす

企業の存続と繁栄は、消費者の皆様にご満足いただいております。この認識のもとに当社グループは、消費者の皆様の声に耳を傾け、市場が求めるものが何かを洞察し、消費者の皆様にとって価値ある商品・サービスを提供してまいります。

また、食品メーカーの基本的使命は、高い品質の商品を効率的に、かつ安全で衛生的に作ることでありと考えております。商品の品質のみならず、容器・包装にも、すべての職場で細心

の注意を払い、品質管理の重要性を認識し、万全の体制で臨んでおります。

- (6) コーポレートマーク



デザインを中心となるイメージは、「かよいあうところ」。

食のよろこびと、こころとからだの健康を、のびやかでやわらかに表現しました。小文字を使用することで、「やさしさ・ぬくもり・親しみやすさ」を表しています。ロゴの右肩に配した六角形のマークには、革新と伝統を融合していく私たちキッコーマングループの意志がこめられています。

ブランドカラーは、オレンジ色。太陽や炎、大地や豊穡を感じさせ、「健康・若々しさ・活力」を象徴するとともに、食欲を増進させる色です。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

当社の知的財産部は、持株会社の本社スタッフ部門のひとつに位置し、グループ全体の知的財産活動を統合的かつ強力に推進する体制をとっています。

(2) 構成および人員

知的財産部は、野田本社内に拠点があり、部長以下、特許担当者7名（商標兼務者含む）、商標担当者3名、管理系業務担当者2名の全13名で構成されています。

(3) 沿革

1964年に研究開発部門内に特許業務を行う調

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

査課が設置されました。1965年に調査課特許係、1969年に特許室、1995年に特許課となり、1997年に現在の知的財産部に改称されました。この間、本社総務課で行っていた商標業務を1974年に移管しています。その後、知的財産部は、2004年に研究開発部門から独立し、本社スタッフ部門のひとつとして現在に至っております。2009年10月の会社分割による持株会社への移行後は、グループ会社の知的財産の管理を一元的に行っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 取り組みの方向性

当社では、知的財産を現在および将来にわたる重要な経営資源ととらえ、知的財産戦略を事業戦略、研究開発戦略と一体化した経営戦略の中核のひとつと位置づけ、活動しています。

他者との係争リスクを最小化し、キッコーマングループの知的財産権を最大化することにより、守りと攻めの知的財産戦略を推進し、グループの競争力と企業価値の向上に貢献することを目指しています。

(2) 知財係争リスクの最小化

当社は、公正な事業慣行をすすめるため、他者権利の侵害を防ぐ取り組みを、研究開発テーマの設定から事業化までの各段階で行っています。こうした活動は、品質保証活動の一環として体系的に実施されており、全世界のキッコーマンブランドの商品は、原則的に全て知的財産部による知財クリアランス調査を経て開発・生産されています。

また、他者の出願・権利化状況を定期的に監視し、事業自由度に影響する可能性のある他者の出願・権利に対しては、特許庁への情報提供や審判請求を積極的に行っています。

(3) 特許の出願～権利化

当社は、権利化することによる事業への貢献

度が大きいと判断した発明については、積極的に出願し、権利取得を目指しています。

特許出願後には、早い段階で、知的財産部の全特許担当者による、①発明の質、②権利の強さ、③事業性の3つの視点からの出願時評価を行い、発明部門へのフィードバックをするとともに、その後の権利化戦略に役立てています。

(4) グローバルな商標活用

当社は、ブランド保護とブランド価値向上を重視しており、例えば、キッコーマングループを代表する商標である「KIKKOMAN」や「キッコーマン六角形マーク」を世界170カ国以上で商標登録するなど、国内外で商標の権利網を構築しています。

1997年頃から本格的に開始した海外での模倣品対策は、近年、商標権侵害に対する監視・対応を強化しており、特にアジア地域・ロシアを中心に、模倣者に対する行政摘発や刑事訴追などの対策活動を積極的に行っています。

2017年4月には、当社の永年にわたるグローバルな商標活用の取り組みが評価され、経済産業省 特許庁より、知的財産権制度活用優良企業（商標活用優良企業）として、平成29年度「知財功労賞」において「特許庁長官表彰」を受賞しました。

4. 今後の取り組み

当社は、世界中へしゅゆを広め、各地の食文化と融合させることで、新しいおいしさ（価値）を創造していくことを目指しています。

知的財産部では、このような事業のグローバル化に対応すべく、知財グローバル化に向けて、①グループ知財力の強化、②知財資源の創造・活用、③知財権の質の向上、④他社知財の戦略的権利化阻止・無効化に注力していきたいと考えております。

(原稿受領日 2018年3月8日)